

第六次秋田県国土利用計画（素案）

令和 7 年 10 月

第六次秋田県国土利用計画 目 次

| | |
|------------------------------------|----|
| 第1 県土利用の現状と課題 | 1 |
| 1 概要 | 1 |
| 2 土地利用の現状と推移 | 1 |
| 3 本計画が取り組むべき課題 | 3 |
| 第2 県土利用に関する基本構想 | 5 |
| 1 県土利用の基本方針 | 5 |
| 2 地域類型別の県土利用の基本方向 | 8 |
| 3 利用区分別の県土利用の基本方向 | 10 |
| 第3 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要 | 14 |
| 1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 | 14 |
| 2 地域別の概要 | 15 |
| 第4 第3に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要 | 16 |
| 1 土地利用関連法制等の適切な運用 | 17 |
| 2 土地の有効利用・転換の適正化 | 17 |
| 3 県土の保全と安全性の確保 | 17 |
| 4 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保 | 18 |
| 5 持続可能な県土の管理 | 20 |
| 6 多様な主体の参画・連携 | 21 |
| 7 県土に関する調査の推進 | 21 |
| 8 計画の効果的な推進 | 21 |

第1 県土利用の現状と課題

1 概要

本県は、11,638 km²の県土を有し、その利用現況は、森林が72.1%、農地が12.6%、水面・河川・水路が3.9%、道路が2.9%、宅地が2.6%、原野等が1.3%、その他が4.7%であって、全国の土地利用構成に比べて森林の占める割合が高くなっている。

表 土地利用の現状

| 区分 | 平成23年 | 令和3年 | | 伸び R3年/H23年 |
|---------------------|--------|-----------------|-------|----------------|
| | | km ² | 構成比 | |
| 農地 | 1,501 | 1,463 | 12.6 | 97.5 |
| 森林 | 8,441 | 8,389 | 72.1 | 99.4 |
| 原野等 | 155 | 148 | 1.3 | 95.5 |
| 水面・河川・水路 | 406 | 459 | 3.9 | 113.1 |
| 道路 | 340 | 337 | 2.9 | 99.1 |
| 宅地 | 296 | 298 | 2.6 | 100.7 |
| 住宅地 | 182 | 180 | 1.5 | 98.9 |
| 工業用地 | 16 | 18 | 0.2 | 112.5 |
| その他の宅地 | 99 | 100 | 0.9 | 101.0 |
| その他 | 496 | 544 | 4.7 | 109.7 |
| 合計 | 11,638 | 11,638 | 100.0 | 100.0 |
| (参考) 人口集中地区（市街地） | 86 | 84 | | |

(注) 1 道路は、一般道路、農道及び林道である。

2 人口集中地区面積は、平成22年及び令和2年の「国勢調査」による面積である。

3 合計等の数値は、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

2 土地利用の現状と推移

(1) 農林業的土地利用

ア 農地の動向

本県の農地は、宅地や道路用地等、他用途への転換により約38 km²、2.5%減少しているほか、基盤整備が行われていない中山間地域を中心として、荒廃農地が増加している。

一方で、基盤整備事業の実施による農地の大区画化、担い手への集積・集約とそれに伴う農業法人等による大規模経営化が進められている。

イ 森林の動向

本県の森林は、主に秋田スギの人工林と広葉樹を中心とした天然林でバランス良く構成されており、多様で健全な森林整備が行われている。

また、県土面積に占める森林の割合は全国を上回っており、森林面積の47%を占める国有林が、森林の多面的機能を発揮する上で安定的な役割を果たしている。

(2) 自然的土地利用

本県は、世界自然遺産「白神山地」をはじめ、十和田八幡平国立公園、男鹿国定公園、鳥海国定公園及び栗駒国定公園並びに8か所の県立自然公園があり、広大な森林や変化に富む山岳及び澄明な湖沼が点在するなど優れた自然環境に恵まれている。また、4カ所のジオパーク認定がされているなど、特徴ある地形・地質も広く見られる。

近年ニホンジカやイノシシの分布が拡大しており、ニホンジカ等の生息数の増加に伴う食害が進むことにより、これまで維持してきた森林の水源かん養機能の悪化や生態系ネットワークへの悪影響が懸念されている。

(3) 都市的土地利用

国勢調査で定義され都市化の進展の程度を表す指標の一つである人口集中地区(市街地)の居住人口は平成7年の約403千人をピークに減少の一途をたどっており、令和2年においては約341千人となっている。

人口集中地区(市街地)の県全体に占める割合は、面積0.7%、人口35.5%と平成22年の調査時点と比較していずれもほぼ横ばいであり、急速に進行する人口減少を背景として都市化は進行していない。

ア 住宅地の動向

本県の住宅地は、平成13年から平成23年にかけて面積が7km²増加したものの、平成23年から令和3年にかけては面積が2km²減少している。

また、住宅地面積の変動に比べて県内人口の減少幅が大きいことから、全国的な動向と同様、住宅地における低未利用土地及び空き家の増加が問題となっている。

イ 工業用地の動向

工業統計によると、県内企業の工業出荷額は、東日本大震災が発生した平成23年は前年比約15%、額にして約2,000億円と大幅に減少したが、その後徐々に持ち直し、平成29年には震災前の平成22年を上回る水準まで回復している。これらを背景として、県内外からの工業用地に対する需要は高まっている。

ウ その他の宅地の動向

中心市街地における商業の低迷や空き地・空き店舗・平面駐車場等が増加する中、事務所や店舗といったその他の宅地は、平成23年から令和3年にかけて約1km²増加したが、平成17年から平成27年にかけての増加面積約8km²に比べて抑制されており、「市街地の拡

大を抑制する」としている第五次秋田県国土利用計画における基本方向に沿っていることがわかる。また、既存建物をリノベーションして有効活用しようという動きが活発化している。

3 本計画が取り組むべき課題

今後の県土利用を計画するに当たっては、次のような基本的条件の変化を考慮し、その課題に取り組んでいく必要がある。

(1) 人口減少・高齢化等を背景とした県土の管理水準の悪化と地域社会の衰退

本県の人口は、昭和 31 年に過去最多の約 135 万人になったが、以後、昭和 48 年まで減少を続け、昭和 49 年から昭和 56 年までは若干増加したものの、昭和 57 年からは再び減少に転じ、令和 3 年には約 94.5 万人となっている。

また、平成 27 年から令和 3 年までの人口減少率は 7.6% となっている。

令和 2 年国勢調査によると、65 歳以上の人口割合は 37.5% と、前回国勢調査（平成 27 年）比 3.7 ポイント増加し、また 15～64 歳人口の割合は 52.8%、15 歳未満人口の割合は 9.7% と、前回国勢調査より減少しており、少子高齢化が進行している。

なお、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年推計）」によると、本県の人口は今後も減少を続け、令和 32 年には 56 万人に減少するとともに、65 歳以上人口の割合は 49.9% となり、ますます高齢化が進展すると見込まれている。

本県は既に本格的な人口減少社会を迎えており、年少人口や生産年齢人口の減少、人口の地域的な偏在も進展しており、全県市町村数の 96% が過疎地域という厳しい状況となっている。また、都市部においてはこれまで以上に市街地の人口密度の低下が進むことが見通され、中心市街地の空洞化、空き家・空き店舗の増加、所有者不明土地等の低未利用土地の増加などにより、土地利用効率の更なる低下や管理水準の低下が懸念される。

また、農山漁村においては、食料の海外依存リスクが高まるなか、農業就業者の高齢化や担い手の減少による農地等の管理水準の低下や荒廃農地の増加が懸念されており、森林においては、必要な施業が行われないことにより、土砂災害防止や水源かん養、木材生産等の機能低下を招き、県土の保全や水循環、木材の安定供給等にも大きな影響を与えるおそれがある。

これらの問題は、既にその多くが顕在化しており、対策を怠れば、県土の管理水準が悪化し、所有者不明土地の増加による周辺地域への悪影響や、非効率な土地利用の増大による地域社会の衰退等が懸念される。そのため、本格的な人口減少社会においては県土の適正な利用と管理を通じて、県土を荒廃させない取り組みを進めていくことが重要である。

(2) 大規模自然災害に対する脆弱性の解消と危機への対応

平成 23 年に発生した東日本大震災を契機に、地震・津波に対する県土の安全性確保に対する要請が一層高まった。また、平成 28 年 4 月に熊本県で発生した地震を引き起こしたとされる活断層は、本県においても多数確認されており、未だ発見されていない活断層もあると推測されていることからも、活断層を発生源とする直下型地震が発生する可能性がある。

る。さらに令和6年元日に発生した能登半島地震は、半島という地理的要因から、交通が遮断され多くの孤立した地域が発生したが、県内でも同様なことが起こる可能性が高い。

また、気候変動の影響に伴う降雨量や洪水発生頻度の変化という新たな問題が生じている。本県では、令和4年から3年連続で豪雨災害が発生した。特に、令和5年7月の記録的な大雨では、秋田市の一級河川太平川の越水をはじめ秋田市街地の大規模浸水被害が発生したほか、県内各地の河川も氾濫するなど、毎年のように広範な浸水被害が発生している。今後、地球温暖化の影響により、極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が高いと予測されていることからも、豪雨による水害とそれに伴う土砂災害が更に頻発化、激甚化することが懸念される。

その一方で、無降水日数も全国的に増加することが予測されており、渇水の頻発化・長期化・深刻化も懸念される。

さらには秋田駒ヶ岳や秋田焼山などの常時観測火山を県域内に有しており、火山災害は的確な予測は困難であるものの、改めて火山災害への対策強化の必要性も認識されている。

これらのことから、防災・減災対策の強化とともに、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、より安全な地域への諸機能の移転や集約化及び居住の誘導など、安全性を計画的に高めていく県土利用への転換が急務となっている。

都市においては、諸機能の集中や土地の高度利用の進展など経済社会の高度化に伴う都市型水害等に対する脆弱性の増大や、地震時等に著しく危険な密集市街地への対応といった課題が残されている。農山漁村においても、県土管理水準の低下に伴う県土保全機能の低下が懸念されている。

加えて、土地取引が多い都市や高齢化が著しい山村では、地籍整備が特に遅れており、土地取引の円滑化、災害復旧の迅速化、土地の有効利用の妨げになるおそれもある。

安全・安心の確保は、すべての社会活動の基盤であることから、従来の防災・減災対策に加え、災害から人命・財産を守り、経済社会が致命的なダメージを受けないよう被害を最小化し、かつ速やかに復旧・復興できる県土の構築に向けた県土強靭化の取組を県土利用・管理の観点からも進めていくことが必要である。

(3) 自然環境や景観等の悪化と新たな目標実現に向けた対応

地球温暖化等の気候変動や社会経済活動の拡大に伴い、良好な自然環境の喪失・劣化とそれに伴う生物多様性の損失が続いている。

自然環境の悪化や生物多様性の損失は、土壤の劣化や水質の悪化、水循環の変化、食料の安定供給、水源のかん養や国土保全など、暮らしを支える生態系サービスに大きな影響を及ぼす。また、エネルギーの海外依存リスクの高まりを受け、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の導入促進が求められるなか、地域社会との共生が課題となっている。

そのため、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30目標」や2050年カーボンニュートラルといった国際公約の実現と地域課題の統合的な解決に向けて、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」の考えに根ざした県土利用・管理を進めていくことが重要である。

また、人口減少は、開発圧力の減少等を通じて、空間的余裕を生み出す面もあるため、この機会をとらえ、生物多様性の確保や自然環境の保全・再生を進めつつ、持続可能で豊かな暮らしを実現する視点も重要である。その際、開発後に放棄された土地は、その地域本来の生態系には戻らず荒廃地等となる可能性があることから、自然の生態系に戻す努力が必要となる。とりわけ、これまで人の手が入ることで良好に管理されていた里地里山等においては、土地への働きかけの減少により自然資源の管理や利活用に係る知恵や技術の喪失等も懸念される。

さらに、これまで人と自然との関わりの中で育まれてきた景観や美しい農山漁村の集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間等を保全、再生、創出するとともに、これらを活用して地域の魅力を高めることは、美しい自然と多彩な文化を育む個性豊かな県土を将来世代へ継承する観点からも重要である。

これらの（1）～（3）に共通して、デジタルを活用した官民連携による地域課題の解決を図ることにより、豊かさを実現し、県民が安心して住み続けられる地域づくりを進めることが必要である。

第2 県土利用に関する基本構想

1 県土利用の基本方針

未曾有の人口減少や少子高齢化の加速等を背景とした県土の管理水準の悪化を踏まえ、第1に掲げた県土利用の現状と課題に取り組むため、本計画は「（1）地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理」、「（2）土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理」、「（3）健全な生態系を確保することでつながる県土利用・管理」とそれらに共通する「（4）県土利用・管理DXの推進」、「（5）多様な主体の参画・連携による県土利用・管理」を推進し、持続可能で自然と共生した県土利用・管理を目指す。

（1） 地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理

地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理については、関連する制度を組み合わせながら、人口減少が加速するなかで、増加する所有者不明土地等の低未利用土地の管理の適正化や空き家等の発生の抑制、活用の拡大、適切な管理の確保、除去等の促進により周辺地域への悪影響を防止するとともに、活用や高度利用による土地利用の効率化を図り、地域の持続性確保につながる土地利用転換といった土地利用の最適化を進めることが重要である。

特に中山間地域や都市の縁辺部においては、人口減少により、従来と同様に労力や費用をかけて土地を管理し続けることは困難になることが想定されることから、地域の目指すべき将来像を見据えた上で、優先的に維持したい農地をはじめとする土地を明確化し、粗放的な管理や最小限の管理を導入するなど、地域の合意形成に基づき、管理方法の転換等を図る「国土の管理構想」を推進する。（その際、モデル事例の形成や策定ノウハウの普及といった策定意欲を喚起するための対策、関係府省等の各種支援制度等を活用した支援、

関係府省を含めた国と地方公共団体の連携による伴走型の推進体制を構築することが重要である。)

さらに、所有者不明土地対策と空き家対策の連携の強化など、効率的かつ効果的な対策の充実・強化を図り、とりわけ、今後急増することが見込まれる戸建て空き家の適切な管理の確保や活用拡大に向けた取組の円滑化を進める。

都市においては、地域の状況等も踏まえつつ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住機能を都市の中心部や地域の生活拠点等に集約し、郊外部への市街地の無秩序な拡大を抑制する。

集約化する中心部では低未利用土地や空き家を有効活用すること等により、市街地の活性化と土地利用の効率化を図る。一方、集約化する地域の外側では低密度化が進むことから、これに応じた公共サービスのあり方や、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の再生などの新たな土地利用等を勘案しつつ、地域の状況に応じた対応を進める。

また、ひとつの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、地域の状況を踏まえ、地域がネットワークで結ばれることによって必要な機能を享受する取組を進めるほか、市町村界にとらわれない柔軟なエリアをベースに、機能・役割の分担・連携を推進する。

農地については、基盤整備により食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、県土保全の多面的機能を持続的に発揮させるために良好な管理を行うとともに、ほ場整備事業等を契機とした農業の担い手への農地集積・集約を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止、解消及び効率的な利用を図る。

森林については、森林経営管理制度を活用した経営管理の集積・集約等により、県土の保全、水源のかん養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。その際、農地、森林の適正な管理など、流域の総合的かつ一体的な管理等により、効率的に健全な水循環の維持又は回復を図る。

また、カーボンニュートラルの実現に向けた大規模な風力発電施設や太陽光発電施設等の再エネ施設の設置に際しては、大規模太陽光発電設備に対する将来の設備廃棄や景観との調和に関する地域の懸念が顕在化していることなども踏まえ、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮するなど、地域との共生を図る。

なお、森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、人口減少下においても一定量が見込まれるが、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、土地利用の転換は慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要である。一方で、交通利便性の向上等の地域産業の立地適性の状況変化等を踏まえた、地域の持続性確保につながる産業集積の促進を図るための土地利用転換など、関連する制度の弾力的な活用や必要な見直しを通じて、地域の合意形成に基づき、積極的な土地利用の最適化を推進していく。

(2) 土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理

土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理については、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周

知を図った上で、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限することが重要である。

そのため、気候変動に伴う水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「流域治水」を推進するとともに、土地本来の災害リスクを基礎として、地域の様々な要素を衡量した上で、災害ハザードエリアにおける開発抑制を行い、中長期的な視点でより安全な地域へ都市機能を移転させ、居住を誘導する。

また、農地の良好な管理や「緑の社会資本」である森林の整備保全を通じて、県土保全や水源のかん養等の多面的機能を持続的かつ適切に発揮するとともに、経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップの推進により、ライフライン等の多重性・代替性を確保する。

加えて、被災後、早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、地域人口の将来予測等を踏まえ、平時から事前防災・事前復興の観点からの地域づくりを進める。

さらに、宅地、農地、森林等といった土地の用途にかかわらず危険な盛土等を包括的に規制することにより、盛土等の安全性を確保するなど、これらの取組を進めることによって安全・安心な県土利用・管理を実現していく。

(3) 健全な生態系を確保することでつながる県土利用・管理

本県は、世界自然遺産「白神山地」をはじめとした優れた自然環境と美しい景観を有している。これらは、将来にわたり保全すべきものであるため、気候変動による影響も考慮しつつ、健全な自然環境・生態系の保全・再生と併せて、森・里・まち・川・海の連環による生態系ネットワークの形成を図り、多様な主体が連携して県民の福祉向上や県土・地域づくりに資する形での持続的な活用を推進する。

なお、持続可能で魅力ある県土づくりや地域づくりを進めるため、社会資本整備や土地利用において、自然環境の有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用した取組であるグリーンインフラを推進するものとする。

また、カーボンニュートラルの実現に向けて、地域共生型の再エネ導入促進や、バイオマス等の循環利用に努めるとともに、このような資源を生み出す里地里山等の良好な管理を継続するほか、資源の利活用に係る知恵や技術を継承する。

さらに、自然公園などの優れた自然環境等の保全や管理を充実させ、自然資本の持続的な活用や、農山漁村における緑豊かな環境、人と地域の自然との関わりの中ではぐくまれた伝統・文化等を活かした観光や産品による雇用の創出と経済循環を通じて、地方への移住や二地域居住など地域間の対流促進や関係人口を拡大することにより、地域活性化や都市と農山漁村のつながりを強化する。

これらの取組と併せて、多様な主体の連携による取組として、地域が主体となって、地域資源を最大限活用しながら、環境・社会・経済課題を同時に解決していくローカルSDGs事業を次々と産み育て続けられる自立した地域をつくりつつ、自立した地域同士が支え合うネットワークを構築する「地域循環共生圏」の形成を促進していくことにより、地域における生態系サービスの維持・向上を図ることが重要である。

(4) 県土利用・管理DXの推進

適正な県土利用・管理を推進するに当たっては、人口、高齢化率、農地の耕作者、森林関連情報の管理状況、災害リスク、土地利用状況、交通インフラ整備状況、都市計画情報など、分野横断的な地域の情報を一元的に把握し、対策を検討していくことが重要である。

そこで、県土の現状を正確に把握した上で、県民に広く共有することを基本的な方向とし、自然災害や環境問題への対応、産業・経済の活性化、豊かな暮らしの実現につながる地理空間情報等のデジタルデータ・リモートセンシング等のデジタル技術を徹底的に活用するとともに、県土の状況把握・見える化・まちづくり、農林業等の課題に応じたデジタル技術の開発、実装を推進することにより県土利用・管理の効率化・高度化を図る。

(5) 多様な主体の参画・連携による県土利用・管理

人口減少等の進行に伴う土地利用ニーズの低下等を背景とした所有者不明土地や管理不全の土地の増加が懸念されるなか、適正な県土利用・管理を推進するに当たっては、地域の様々な主体が自らの地域の土地利用や地域資源の管理のあり方等について検討するなど、地域主体の取組を促進することが重要である。

そこで、所有者不明土地や管理不全の土地については、所有者以外の者の管理・利用を促進し、空き家等については、所在地の把握や所有者の特定など実態を把握した上で、空き家バンク等による所有者と入居希望者とのマッチングや空き家等を居住環境の改善及び地域の活性化に資する施設等に改修するなどの利活用を促進する取組を推進する。

また、二地域居住者等を含む関係人口の創出・拡大と地域との関わりの深化等を通じて、県民一人ひとりが県土への関心を持つことが引き続き重要である。

2 地域類型別の県土利用の基本方向

県土の利用に当たっては、各土地利用を個別にとらえるだけでなく、複数の用途が複合する土地利用を地域類型としてとらえた土地利用の検討が重要であることから、代表的な地域類型として、都市、農山漁村及び自然維持地域の県土利用の基本方向を以下のとおりとする。なお、都市、農山漁村、自然維持地域は互いに独立して存在するものではなく、相互貢献や連携により相乗効果を生み出し、空間の質的向上を図ることが重要である。

(1) 都市

都市においては、人口減少下においても必要な都市機能を確保するとともに、この機会をとらえて環境負荷の少ない安全で暮らしやすい都市の形成を目指すことが重要である。このため、土地本来の災害リスクを基礎として、地域の様々な要素を衡量した上で、災害ハザードエリアにおける開発抑制を行い、中長期的な視点でより安全な地域へ都市機能の移転や居住を誘導するなど、中心部や生活拠点等に集約化し、郊外に無秩序に拡大してきた市街地も、集約化する方向に誘導する。その際、所有者不明土地等の低未利用土地や空き家等の活用により土地利用の効率化を図るとともに、所有者不明土地等の低未利用土地の円滑化や空き家等の発生の抑制、活用の拡大、適切な管理の確保、除却等の促進を進め、周辺地域への悪影響を防ぐことが重要である。

集約化する地域の外側においても、公共サービスのあり方や土地利用等について地域の状況に応じた対応を行うことにより地域住民にとってもメリットを実感できるまちづくりを実現する。

さらに、集約化した都市間のネットワークを充実させることによって、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山漁村の相互の機能分担や対流を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。新たな土地需要がある場合には、既存の低未利用土地の再利用を優先し、地域社会の持続可能性を高める地方創生の観点にそぐわない場合は、農地や森林等からの転換は抑制する。

都市防災については、密集市街地など地震や豪雨等に対して脆弱な場所が依然として存在することから、諸機能の分散配置、ライフラインの多重性・代替性の確保等により、災害に強い都市構造・県土構造の形成を図る。また、被災後、早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、地域人口の将来予測等を踏まえ、平時から事前防災・事前復興の観点からの地域づくりを進める。

都市、農山漁村、自然維持地域の相互貢献、連携の観点からは、水害被害の軽減など多様な機能を発揮するグリーンインフラや生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）として都市部の緑地を活用するほか、健全な水循環の維持又は回復や資源エネルギー利用の効率化等により、都市活動による環境への負荷の小さい都市の形成を図る。

また、住宅と農地が混在する地域においては、両者が調和した良好な居住環境と當農環境の形成を進め、多様な役割を果たす都市農地の保全を図るなど、計画的かつ適切な土地利用を図る。

（2）農山漁村

農山漁村は、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観、水源のかん養、文化の伝承など都市にとっても重要で様々な機能を有する県民共有の財産であるという認識のもと、農林水産物やバイオマス等の再エネなど多様な地域資源を観光・旅行や福祉等の他分野と組み合わせて新たな付加価値等を創出する取組等を通じた雇用促進や所得向上を図り、健全な地域社会を構築していく。

また、急激な人口減少により生活サービス機能等の維持が困難になると見込まれる中山間地域等の集落地域においては、複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等の地域コミュニティの維持に資する取組を行う「農村型地域運営組織（農村RM）」の形成を進めることにより、集落機能を集約的に維持・強化し、良好な県土管理を継続し、美しい景観を保全・創出する。その際、地域の発意に基づき、優先的に維持したい農地をはじめとする土地の明確化や管理方法の転換等による持続可能な土地の利用・管理を進めていくことが重要であることから、農用地の保全等により農山漁村の活性化に向けた取組を計画的に推進する。

都市、農山漁村、自然維持地域の相互貢献、連携の観点からは、農山漁村と都市との機能分担や地方への移住や二地域居住などを含む共生・対流を促進し、関係人口の創出・拡大や関係の深化を通じて地域の支えとなる人材の裾野を拡大させていくことに加えて、野生鳥獣の市街地等への出没対策や外来種による生態系等への被害防止なども含め、野生生物の重要な生息・生育環境としても機能している二次的自然環境を適切に維持管理してい

く。また、野生鳥獣による農作物被害は、営農意欲の減退をもたらし耕作放棄や離農の要因となることから、デジタル技術を活用した鳥獣被害対策とジビエ利活用の取組拡大を図る。さらに、森林空間を健康・観光・教育など様々な分野で活用する森林サービス産業等の育成によって山村価値の創造を図る。

加えて、里地里山や森林施業地、沿岸域において、持続的な農林水産業を通じて生物多様性保全に貢献する取組と推進するとともに、適切なものについてはOECMの設定・管理及び生態系ネットワークの形成を推進する。

(3) 自然維持地域

世界自然遺産「白神山地」に代表されるように、本県が有する高い価値を持つ原生的な自然地域や、野生生物の重要な生息・生育地及び優れた自然の風景地など、自然環境を保全・維持すべき地域は他の用途への安易な転換は避け、自然環境の適切な保全・管理と場合によっては再生を図り、外来種や野生鳥獣による生態系への被害の防止や自然環境データの整備等の対策を総合的に進める。

また、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ、自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての活用を図るなど、都市や農山漁村との適切な関係の構築を通じて、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境の保全・再生・活用を進める。

3 利用区分別の県土利用の基本方向

利用区分別の県土利用の基本方向は次のとおりとする。なお、各利用区分を個別にとらえるだけではなく、相互の関連性にも十分留意する必要がある。

(1) 農地

本県の農業は、歴史に培われた高い技術力と人材を有し、米をはじめ野菜、畜産、果樹等を中心に我が国有数の産地として、県経済の発展に大きな役割を果たしている。農地は宅地への転用や荒廃農地の発生等により減少傾向にあるが、食料等の安定供給を支える農業生産基盤であることから、耕地利用率や農地の集積率等の向上により更なる食料の安全保障の強化を図りつつ、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保する。

また、不断の良好な管理を通じて県土の保全や生物多様性保全等の農業・農村の有する多面的機能の維持に努め、環境への負荷の低減に配慮した農業生産を推進する。その際、農業生産の効率を高め、安定した農業の担い手を確保するため、農地の大区画化や農地中間管理機構等を活用した農地の集積・集約を推進するとともに、担い手の負担軽減のため水路等の保全管理といった地域の共同活動を支援する。農業上の利用が行われる区域や保全等を進める区域については、地域の農地の利用・保全等を計画的に進め、農地の適切な利用を確保する。

中山間地域などの条件不利地域では、荒廃農地の発生防止等、農地の確保と適正利用の強化を図るとともに、荒廃農地の発生要因となる鳥獣による農作物被害への対策を進める。

農業と他分野の連携による取組等を通じて、複数の地域で支え合い、地域資源の維持や集落機能を補完する体制の構築を図る。

市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の観点からも、計画的な保全と利用を図る。

さらに、デジタルや新技術活用の観点からは、スマート農業の加速化による生産性の向上を図り、食料・農業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現し、持続可能な食料システムを構築する。

農地への再エネの導入に当たっては、食料安全保障の観点からも、国内の農業生産の基盤である優良農地の確保や農産地域の活力の向上に特に配慮する。

(2) 森林

森林については、2050年カーボンニュートラルや、生物多様性保全への対応、県内外の木材の需給動向等を踏まえ、県土の保全、水源かん養、地球温暖化の防止、木材生産、生物多様性の保全等の多面的機能を有し重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。その際、森林の管理につながる森林境界の明確化、施業や経営の委託等を含め、森林経営管理制度等を活用しながら、森林の経営管理の集積・集約化を進めるとともに、急傾斜地等の立地条件が悪い森林等においては、公的な関与による整備及び保全を推進する。さらに、企業など多様な主体による整備及び保全についても促進する。

また、戦後に植林した森林が本格的な利用期を迎えており、この機会をとらえ、将来にわたり森林がその多面的機能を発揮できるよう、森林資源の循環利用の確立のため、主伐後の再造林を推進するとともに、花粉症対策として、スギ花粉等の発生の少ない多様で健全な森林への転換を図る。さらに、非住宅・中高層建築物、木質バイオマス等の新たな木材需要を創出することなどにより県産材の利用を促進する。

都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての保全及び整備を図るとともに、農山漁村集落周辺の森林については、地域社会の活性化に加え、多様な県民的要請に配慮しつつ、適正な利用を図る。特にカーボンニュートラルの実現に向けた都市部のCO₂排出削減等に貢献していくため、森林資源の循環利用を進めるとともに、森林経営への資金循環が期待される森林由来J-クレジットを活用したカーボン・オフセットの推進を図る。さらに、原生的な森林生態系や希少な野生生物が生息・生育する森林等については、その適正な保全を図る。

(3) 原野等

原野等のうち、湿原、草原など野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣化している場合は再生を図る。その他の原野及び採草放牧地については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図る。

(4) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、地域における安全性向上のための河川等の整備と適切な管理、より安定した水供給のための水資源開発、自然との共生に配慮した小水力発電等の推進、農業水利施設の整備等に要する用地の確保を図るとともに、予防安全も含めた施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。

また、自然環境が有する多様な機能を活かしたグリーンインフラやEco-DRRの取組を推進するため、河川の整備に当たっては、河川の土砂供給や栄養塩類の循環、水質汚濁負荷など、流域の特性に応じた健全な水循環の維持又は回復を図る。さらに自然環境の保全・再生や生態系ネットワークの形成を促進することにより、生物の生息・生育・繁殖環境やまちづくりと連携した地域経済の活性化に資する良好な水辺空間の保全・創出を図る。また、都市における貴重なオープンスペース及び熱環境改善等多様な機能の維持・向上を図る。

(5) 道路

一般道路については、地域間の対流を促進するとともに、災害時における輸送の多重性・代替性を確保し、県土の有効利用及び安全・安心な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図る。また、予防保全によるメンテナンスへの早期移行を目指すとともに、施設の適切な維持管理・更新等を通じて、既存用地の持続的利用を図る。

整備に当たっては、道路の安全性、快適性や防災機能の向上に配慮するとともに、希少な動植物の保全や自然環境への影響を少なくするための工法を採用するなど環境の保全にも十分配慮することとし、それに加えて、県の全域が豪雪地帯に、また、県土面積のほぼ半分を占める13市町村が特別豪雪地帯に指定されている本県の特性を踏まえ、市街地の雪対策の強化や冬期における円滑な移動の確保など、積雪時に配慮した整備も推進する。

農道及び林道については、農林業の生産性向上並びに農地及び森林の適正な管理を図るため、必要な用地の確保を図るとともに、老朽化した施設の再編・強靭化等の取組を通じて既存用地の持続的な利用を図る。農道及び林道の整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮する。

(6) 住宅地

住宅地については、人口減少社会に対応した秩序ある市街地形成や豊かな住生活の実現の観点から、住宅周辺の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上と有効活用を図り、良好な居住環境を形成する。その際、地域の状況を踏まえつつ、都市の集約化に向けて居住地を中心部や生活拠点等に誘導し、災害リスクの高い地域での整備を適切に制限する。

住宅地の整備に際しては、土地利用の高度化、低未利用土地の活用、空き家等の発生の抑制、活用の拡大、適切な管理の確保、除却等を促進し、農地や森林等からの転換は抑制しつつ、必要な用地を確保する。

また、太陽光発電設備の設置による再エネの導入拡大に当たっては、周辺の土地利用現況や自然環境、景観、防災等に特に配慮する。

(7) 工業用地

工業用地については、グローバル化や情報化の進展等に伴う工場の立地動向、産業・物流インフラの整備状況、地域産業活性化の動向及び国内における企業立地促進の方針を踏まえ、環境の保全等に配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。

また、工場移転や業種転換等に伴って生ずる工場跡地については、土壤汚染調査や対策を講じるとともに、良好な都市環境の整備等のため、有効利用を図る。さらに、工場内の緑地、水域やビオトープ等が希少な植物や水生生物等の生育・生息環境となっている場合もあるため、その保全に配慮するとともに、企業等による自主的な取組を促進させる仕組みを検討する。

(8) その他の宅地

その他の宅地については、市街地の再開発等による土地利用の高度化、都市の集約化に向けた諸施設の中心部や生活拠点等への集約、災害リスクの高い地域への立地抑制、低未利用土地の有効活用及び良好な環境の形成に配慮しながら、必要な用地の確保を図る。

また、大規模集客施設の立地については、都市構造への広域的な影響や地域の景観との調和等を踏まえ、郊外への無秩序な拡大を抑制しつつ、地域の判断を反映した適正な立地を確保する。

公共施設については、建替え等の機会をとらえ、地域の災害リスクに十分配慮しつつ、中心部等での立地を促進させることにより、災害時の被災者支援機能の確保を図るとともに、より安全な地域への市街地の集約化を推進させる。

なお、公共施設への太陽光発電設備の設置による再エネの導入拡大を図る際には、地域との共生に配慮しつつ、新築における太陽光発電設備の設置を最大限推進する。

(9) その他（公用・公共用施設の用地、低未利用土地等）

以上のほか、文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設及び厚生福祉施設等の公用・公共用施設の用地については、太陽光発電設備の設置による再エネの導入拡大を図る際、県民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、地域との共生や環境の保全に配慮して、その確保を図る。また、施設の整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から空き家・空き店舗等の活用やまちなか立地に配慮する。

低未利用土地のうち、工場跡地など、都市の低未利用土地は、居住用地や事業用地等として適切に再利用を図るほか、公共用施設用地や避難地等の防災用地、自然再生のためのオープンスペース等、居住環境の向上や地域の活性化に資する観点から積極的な活用を図る。

荒廃農地は、再生可能なものについては所有者等による適切な管理に加え、国や県、市町村による公的な役割や、地域住民、企業、NPO、行政、他地域の住民など多様な主体の直接的・間接的な参加の促進等により、農地としての活用を積極的に図り、再生困難な荒廃農地については、それぞれの地域の状況に応じて、森林等新たな生産の場としての活用や、工業用地としての利用、自然環境の再生など、農地以外への転換を推進する。

また、休廃止されたゴルフ場やスキー場等の比較的大規模な跡地は、周辺の自然環境や景観、災害リスク、地形等への影響に配慮しつつ、その有効利用を進める。その際、近隣地域住民の生活環境と調和するよう、用途や撤退時の対応等を含め地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を進める。

(10) その他（沿岸域）

沿岸域については、漁業、海上交通、レクリエーション等の多様な利用への期待があることから、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的な利用を進める。この場合、環境の保全と県民に開放された親水空間としての適正な利用や津波・高潮等の災害リスクに配慮する。

また、沿岸域は、陸域と海域の相互作用により特有の生態系を有しているため、多様な藻場などを含む浅海域や海岸等の自然環境の保全・再生により、沿岸域の有する生物多様性の確保を図るとともに良好な景観の保全・再生を進める。併せて、漂着ごみ対策、汚濁負荷対策を行い、また、漂流・海底ごみ対策を推進するよう努めるとともに、県土の保全と安全性の向上に資するための海岸の保全も進める。

なお、本県では秋田港・能代港で洋上風力発電が行われており、沖合においても複数の海域において風力発電設備の設置に向けた準備が進められているなど、沿岸域を有効活用した再エネの導入が進んでいることから、これらの整備に当たっては、安全対策の徹底に加え、騒音、超低周波音、風車の影、鳥類、海洋生物、景観等についての環境影響評価の適切な実施及び漁業者等海域利用者との調整についても留意させる。

第3 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

- (1) 計画の目標年次は令和17年とし、基準年次は令和3年とする。
- (2) 県土の利用に関して基礎的な前提となる人口と世帯数については、令和17年において、それぞれおよそ74万人、およそ38万世帯と想定する。
- (3) 県土の利用区分は、農地、森林、原野等、水面・河川・水路、道路、宅地、その他の各地目別区分及び人口集中地区とする。
- (4) 県土の利用区分ごとの規模の目標については、将来人口や各種計画等を前提とし、利用区分別の現況と変化についての調査に基づき、利用区分別に必要な土地面積を予測したうえで、土地利用の実態及び全国計画を踏まえた調整を行い、定めるものとする。
- (5) 県土利用の基本構想に基づく令和17年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりである。

これらの数値については、今後の経済社会の不確定さ等にかんがみ、弾力的な理解を得るべき性格のものである。

表 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

| 区分 | 令和3年 | 令和17年 | 構成比 | | 伸び 17年／3年 |
|---------------------|-----------------|-----------------|-------|-------|--------------|
| | | | 令和3年 | 令和17年 | |
| 農地 | km ² | km ² | % | % | % |
| 農地 | 1,463 | 1,426 | 12.6 | 12.3 | 97.5 |
| 森林 | 8,389 | 8,385 | 72.1 | 72.1 | 100.0 |
| 原野等 | 148 | 148 | 1.3 | 1.3 | 100.0 |
| 水面・河川・水路 | 459 | 469 | 3.9 | 4.0 | 102.2 |
| 道路 | 337 | 353 | 2.9 | 3.0 | 104.7 |
| 宅地 | 298 | 299 | 2.6 | 2.6 | 100.3 |
| 住宅地 | 180 | 180 | 1.5 | 1.5 | 100.0 |
| 工業用地 | 18 | 19 | 0.2 | 0.2 | 105.6 |
| その他の宅地 | 100 | 100 | 0.9 | 0.9 | 100.0 |
| その他 | 544 | 557 | 4.7 | 4.8 | 102.4 |
| 合計 | 11,638 | 11,637 | 100.0 | 100.0 | |
| (参考) 人口集中地区（市街地） | 84 | 84 | | | |

- (注) 1 道路は、一般道路、農道及び林道である。
 2 令和3年欄の人口集中地区面積は、令和2年の国勢調査による面積である。
 3 合計等の数値は、四捨五入の関係で一致しない場合がある。
 4 県土合計面積は、国土地理院による「令和7年全国都道府県市区町村別面積調（7月1日時点）」にて変更となった。

2 地域別の概要

- (1) 地域の区分は、県土における自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件を勘案して、次の3区分とする。

| 地域区分 | 広域圏 | 市 町 村 |
|-------|-----|-------------------------------|
| 県北地域 | 鹿角 | 鹿角市、小坂町 |
| | 北秋田 | 大館市、北秋田市、上小阿仁村 |
| | 山本 | 能代市、藤里町、三種町、八峰町 |
| 県中央地域 | 秋田 | 秋田市、男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村 |
| | 由利 | 由利本荘市、にかほ市 |
| 県南地域 | 仙北 | 大仙市、仙北市、美郷町 |
| | 平鹿 | 横手市 |
| | 雄勝 | 湯沢市、羽後町、東成瀬村 |

- (2) 計画の目標年次、基準年次及び利用区分は1に準ずる。
 (3) 令和17年における県土の利用区分ごとの規模の目標の地域別の概要は、次のとおりとなる。

- ア 農地については、農地転用による宅地造成や公共事業による道路等への転換が進むと予想され、県北地域で 366 km²、県央地域で 473 km²、県南地域で 587 km²程度となる。
- イ 森林については、適切な整備及び保全を図ることとし、県北地域で 3,489 km²、県中央地域で 2,047 km²、県南地域で 2,849 km²程度となる。
- ウ 原野等については、県北地域で 48 km²、県中央地域で 35 km²、県南地域で 65 km²程度となる。
- エ 水面・河川・水路については、県北地域で 136 km²、県中央地域で 147 km²、県南地域で 186 km²程度となる。
- オ 道路については、県北地域で 99 km²、県中央地域で 119 km²、県南地域で 136 km²程度となる。
- カ 宅地のうち、住宅地は、県北地域で 47 km²、県中央地域で 71 km²、県南地域で 61 km²程度となる。
- 工業用地については、県北地域で 5 km²、県中央地域で 10 km²、県南地域で 4 km²程度となる。その他の宅地については、郊外部への市街地拡大の抑制が図られることや、空き店舗の有効活用が進むことを想定し、県北地域で 29 km²、県中央地域で 44 km²、県南地域で 29 km²程度となる。
- キ その他については、県北地域で 227 km²、県中央地域で 205 km²、県南地域で 126 km²程度となる。
- ク 人口集中地区（市街地）については、急速に進行する人口減少を背景に市街地に人口が集中することが考えられるため、県北地域で 14 km²、県中央地域で 59 km²、県南地域で 11 km²程度となる。
- ケ 上記利用区分別の規模の目標については、1 の(2)で前提とした人口及び世帯数に関して、なお変動があることも予想されるので、流動的な要素があることに留意しておく必要がある。

第4 第3に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

県土の利用は、本計画に基づき、公共の福祉を優先させるとともに、地域をとりまく自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえて総合的かつ計画的に進める必要がある。

このため、土地の所有者は、良好な土地管理と有効な土地利用に努めるとともに、国、秋田県及び市町村は各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を実施する。

なお、本計画は、国、地方公共団体などの公的主体に加え、地域住民や民間企業、N P O、学術研究者などの多様な主体の活動により実現される。以下に掲げる措置は、それら多様な主体の参加と、各主体間の適切な役割分担に基づき実施されるものである。

1 土地利用関連法制等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用並びに国土利用計画全国計画、県計画、市町村計画など、土地利用に関する計画による土地利用の計画的な調整を通じ、適正な土地利用の確保と県土資源の適切な管理を図る。特に、土地利用基本計画においては、地域が主体となった土地利用を推進するため、県は基礎自治体である市町村の意向を十分に踏まえるとともに、土地利用の影響の広域性を踏まえた地方公共団体など、関係機関相互間の適切な調整を図ることにより、土地利用の総合調整を積極的に行う。

2 土地の有効利用・転換の適正化

(1) 市街地における所有者不明土地等の低未利用土地及び空き家等を含む既存住宅ストック等の有効利用を図る。特に、空き家等については、所在地の把握や所有者の特定など実態を把握した上で、空き家バンク等を通じた所有者と入居希望者とのマッチングや空き家等を居住環境の改善及び地域の活性化に資する施設等に改修するなど活用を促進する。

また、倒壊等の著しい危険がある空き家等については、除却等を促進する。改修や除却については、支援措置を充実させていくことも重要である。あわせて、住宅の長寿命化や中古住宅の市場整備等を推進すること等により、既存住宅ストックの有効活用を進める。

なお、宅地、農地、林地などの土地において相続が発生した際には速やかな相続登記が行われる必要があることから、未然にトラブルを防ぐためにも、個人が自分の権利を大切にし、早めの相続登記を行うよう働きかけるとともに、相続した土地を手放したい意向を示す所有者がいることも踏まえ、相続土地国庫帰属制度の周知にも努める。

(2) 道路については、公共・公益施設の共同溝への収容や無電柱化、既存道路空間の再配分などにより、道路空間の有効利用を図るとともに、道路緑化等の推進による、良好な道路景観の形成を図る。

(3) 工業用地については、高度情報通信インフラ、研究開発インフラ、産業・物流インフラ等の戦略的かつ総合的な整備を促進することにより、グローバル化への対応や産業の高付加価値化等を図るとともに、質の高い低コストの工業用地の整備を計画的に進める。その際、地域社会との調和及び公害防止の充実を図る。

また、既存の工業団地のうち未分譲のものや工場跡地等の有効利用を促進する。

3 県土の保全と安全性の確保

(1) 県土の保全と安全性の確保のため、自然災害への対応として、流域内の土地利用との調和、生態系の有する多様な機能の活用等にも配慮した治水施設等の整備を通じ、より安全な県土利用への誘導を図るとともに、県土保全施設の整備と維持管理を推進する。

また、より安全な地域への居住等の誘導に向け、災害リスクの高い地域の把握、公表を積極的に行うとともに、土地本来の災害リスクや地域の状況を踏まえつつ、災害リスクの低い地域への立地による誘導や、関係法令に基づいた土地利用制限を行う規制区域の指定を促進する。

- (2) 森林の持つ県土の保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、適切な再造林、間伐などの森林整備を推進するとともに、山地災害の発生の危険性が高い地区の的確な把握に努め、保安林の適切な指定・管理や治山施設の整備等を推進する。その際、流域保全の観点からの関係機関との連携や、地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた効果的な事業の実施を図る。
- (3) 中枢管理機能やライフライン等の安全性を高めるため、代替機能や各種データ等のバックアップ体制の整備等を推進するとともに、基幹的交通、エネルギー供給拠点、電力供給ネットワーク、通信ネットワーク及び上下水道等の多重性・代替性の確保を図る。
- (4) 都市における安全性を高めるため、市街地等において、河川や内水の氾濫防止対策、津波による甚大な被害が想定される地域における公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、住宅・建築物の耐震化、災害時の業務継続に必要なエネルギーの自立化・多重化及び道路における無電柱化等の防災・減災対策を進める。

4 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

- (1) 高い価値を有する原生的な自然については、公有地化や厳格な行為規制や保全活動等により厳正な保全を図る。野生生物の生息・生育、自然景観、希少性等の観点からみて優れている自然については、行為規制や保全活動等により適正な保全を図る。二次的自然については、適切な農林水産業、民間・N P O等による保全活動の促進や生物多様性の保全が図られている区域の認定等を通じて自然環境の維持・形成を図る。自然が劣化・減少した地域については、自然の再生・創出により質的向上や量的確保を図る。
- (2) 県土には希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることも踏まえ、原生的な自然環境だけでなく、農地、荒廃農地等においても希少種等の野生生物に配慮した土地利用を推進するとともに、工場緑地等において企業等により生物多様性の保全が図られている区域の認定等の運用・改善を検討する。
- (3) 森・里・まち・川・海のつながりを確保した広域的な生態系ネットワークの形成のため、流域レベルや地域レベルなどの空間的なまとまりやつながりに着目した生態系の保全・再生を進める。
- また、生物多様性に関する新たな知見やフィールド検証等を踏まえて、人口減少に伴い利用されなくなった土地等についても自然再生等により活用する。これらを含めた県、市町村など様々な空間レベルにおける生態系ネットワークの形成に関する計画を段階的・有機的に形づくることにより、県土全体の生態系ネットワークの形成へつなげる。
- (4) 自然環境及び生物多様性に関しては、気候変動による影響を念頭に保全を進めるため、生態系や種の分布等の変化の状況をより的確に把握するためのモニタリングや、県民の生命や生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスへの影響を把握するための調査・研究を推進する。

- (5) 水害被害の軽減など多様な機能を発揮するグリーンインフラや Eco-DRR として都市部の緑地を活用するなど、広域的な生態系ネットワークの形成に貢献する自然生態系を積極的に活用した防災・減災対策を推進する。
- (6) 世界自然遺産「白神山地」や、国立公園などの優れた自然の風景地や地域固有の自然生態系、自然に根ざした地域の文化は、観光資源として極めて高い価値を有している。このため、これらの自然資源を活かした上質なツーリズムにより国内外の誘客を促進し地域活性化を図ることで、自然環境の保全へ再投資される保護と利用の好循環を実現する。とりわけ、自然資源を活かしたエコツーリズムの推進に加え、環境に配慮して生産された產品、地域の自然によりはぐくまれた伝統、文化等の活用により、観光をはじめとした地域価値の向上を図る。
- (7) 野生鳥獣による被害防止のため、鳥獣の保護・管理を行う人材育成を推進する。また、侵略的外来種の定着、拡大を防ぐため、防除等の戦略の検討を進めつつ、完全排除を基本として、防除手法の開発やその他防除に必要な調査研究を行う。
- (8) 地域におけるカーボンニュートラルの実現のため、地域共生型の風力・太陽光・バイオマス等の再エネの面的導入、都市における緑地・水面等の効率的な配置など環境負荷の小さな土地利用を図る。また、地域のくらし、まちづくり、交通、インフラ、農林水産業におけるグリーン化の取組や、森林資源の循環利用に向けた取組を進める。
- (9) 県民の健康の保護及び生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、悪臭等に対して引き続き対策を行う。住宅地周辺においては、工場・事業所等からの騒音、悪臭等による県民の生活環境への影響に配慮した計画及び操業とすることを推進する。特に、閉鎖性水域に流入する流域において、水質保全に資するよう、生活排水や工場・事業場排水等の点源負荷及び市街地、農地等からの面源負荷の削減対策や適切な栄養塩類濃度を維持する管理など、総合的な水質改善対策を推進し、健全な水循環の維持又は回復を図る。
- (10) 循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を一層進める等、持続可能な資源利用を推進する。また、発生した廃棄物の適正な処理を行うための広域的・総合的なシステムを形成するため、環境の保全に十分配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。さらに、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努める。
- (11) 美しく魅力あるまちなみ景観や水辺空間の保全・再生・創出、地域の歴史や文化に根ざし自然環境と調和した良好な景観の維持・形成を進める。

5 持続可能な県土の管理

- (1) 都市の集約化に向け、地域の状況に応じ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住の、都市中心部や生活拠点等への誘導等を推進する。
- また、高齢者等の移動手段が確保されたまちづくりを進めるとともに、地域の関係者の連携・協働を通じて、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークを構築する。
- さらに、郊外住宅地や周辺集落を含む日常生活を営む身近なエリアにも、必要な機能が確保された地域生活拠点の形成を推進する。
- (2) 食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保するとともに、県土の多面的機能を発揮させるため、農業の担い手の確保・育成と営農の効率化等に向けて、農地の大区画化等の農業生産基盤の整備や農地中間管理機構等を活用した農地の集積・集約を推進するとともに、担い手の負担軽減のため水路等の保全管理といった地域の共同活動を支援する。
- また、利用度の低い農地については、農地のリース方式による企業の農業参入や、不作付地の解消等、有効利用を図るために必要な措置を講ずる。さらに、農業の雇用創出、所得向上を図るため、6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化の取組等を支援する。
- (3) 森林の有する多面的機能の持続的かつ適切な発揮のため、鳥獣被害対策、路網整備、森林境界の明確化等を進めながら、林業に適している人工林においては、再造林、間伐等の森林整備を推進するとともに、その他の森林については、自然条件等に応じて針広混交林化等を図るなど、森林資源の適正な利用・管理を進める。
- また、平成15年に制定した「秋田県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」（愛称：水と緑の条例）に基づき、本県の豊かな「水と緑」を次の世代に引き継いで行くことを理念として、県民が支える森林づくりの推進と、水と緑の県民運動の展開に取り組んでいく。さらに、日本一のスギ資源を活かすため、地元の木材の優先的な利用を促進する「秋田県木材利用促進条例」により、木材の需要拡大と新たな木材需要の創出を図り、林業・木材産業の成長産業化を推進する。
- (4) 健全な水循環の維持又は回復のため、関係者の連携による流域の総合的かつ一体的な管理、貯留・かん養機能の維持及び向上、安定した水供給・排水の確保、持続可能な地下水の保全と利用の促進、地球温暖化に伴う気候変動への対応、水環境の改善等の施策を総合的かつ一体的に進める。
- 豊かな水資源を育む森林を健全な状態で維持していくために、水源かん養機能が高い森林の適正な土地利用を確保するため、平成26年に「秋田県水源森林地域の保全に関する条例」を制定しており、水源森林地域の土地がより一層適正利用されるよう、森林環境や公益性を重視した森林づくりなど様々な対策を講じる。
- (5) 海岸の保全を図るため、海岸侵食対策や下流への土砂供給など山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組の推進等を通じて、土砂の移動等により形成される美しい山

河や白砂青松の海岸の保全・再生を図る。土砂採取に当たっては、環境・景観保全や経済社会活動等に配慮しつつ適切に行う。

- (6) 美しく魅力あるまちなみ景観や水辺空間の保全・再生・創出、地域の歴史や文化に根ざし、自然環境と調和した良好な景観の維持・形成を進める。

6 多様な主体の参画・連携

県土の適切な管理に向けて、所有者等による適切な管理、国や都道府県、市町村による公的な役割に加え、地域住民、企業、N P O、行政、他地域の住民など多様な主体が、森林づくり活動、河川・湖沼環境の保全活動、農地の保全管理活動等に参画するほか、地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付等間接的な活動も含め、様々な取組を通じて県土の有効利用を推進する。

人口減少下における地域課題の解決に向けて、目指すべき将来像を見据えた上で、優先的に維持したい農地をはじめとする土地を明確化し、粗放的な管理や最小限の管理の導入などの管理方法の転換等を図る国土の管理構想に基づく市町村管理構想や、地域住民の発意と合意形成を基礎とする地域管理構想を推進する。

7 県土に関する調査の推進

県土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、国土情報整備調査、国土調査、法人土地・建物基本調査、自然環境保全基礎調査等、県土に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図る。

特に、地籍調査の実施による土地境界の明確化は、事前防災や被災後の復旧・復興の迅速化を始めとして、土地取引、民間開発・県土基盤整備の円滑化等に大きく貢献し、極めて重要な取組である。

また、希少種を始めとする生物の分布情報は、自然環境を保全・再生する県土利用の促進において重要な情報であるため、様々な主体による調査結果を集約することなどにより、分布情報等の整備を図る。

8 計画の効果的な推進

計画の推進等に当たっては、各種の指標等を活用し、県土利用をとりまく状況や県土利用の現況等の変化及びこれらの分析を通じて計画推進上の課題を把握し、計画がその目的を達するよう効果的な施策を講じる。